



令和元年11月号

伊勢市青少年相談センターだより

伊勢市青少年相談センター 伊勢市小俣町元町540 小俣総合支所1階 TEL 22-7894

## 上半期中央街頭指導結果

上半期(4月~9月)の街頭指導の結果をまとめました。

小中学校生だけで、ゲームセンター・カラオケ店への出入り(心得違反)ばかりでした。多かったのは、イオンラパークのゲームセンターで中学生が友達同士でゲームをして遊んでいるという状況でした。カラオケ店への出入りは、夏休み明けの代休日に、男子5人女子2人の中学生7人が、一緒にカラオケを歌っていました。学校のルールは守らせたいものです。

気になったのは、小学生が保護者の買い物中、1人でゲームをして遊んでいる状況でした。最近、不良少年に絡まれたりすること等はなくなり、ラパークのゲームセンターも明るく健全な雰囲気です。しかし、ショッピングセンターで変質者による子どもの連れ去りが起きています。大切な子どもさんを守るため、保護者の方は、子どもさんを1人にさせないでください。

	年度	総数	小学生	中学生	高校生	その他	有職少年	無職少年
飲酒	元年度	0	0	0	0	0	0	0
	30年度	0	0	0	0	0	0	0
喫煙	元年度	0	0	0	0	0	0	0
	30年度	0	0	0	0	0	0	0
交通違反 (自転車利用)	元年度	0	0	0	0	0	0	0
	30年度	2(1)	0	0	2(1)	0	0	0
ゲームセンター	元年度	95(14)	25(6)	70(8)	0	0	0	0
	30年度	101(2)	2(0)	99(2)	0	0	0	0
カラオケ	元年度	7(2)	0	7(2)	0	0	0	0
	30年度	7(7)	0	7(7)	0	0	0	0
合計	元年度	102(16)	25(6)	77(10)	0	0	0	0
	30年度	110(10)	2(0)	106(9)	2(1)	0	0	0

( )は女子数

11月 青少年の日 5日 家庭の日 17日

## 「ネットいじめ」から子どもを守ろう!

「ネットいじめ」とはメールや掲示板、コミュニティサイト等において、誹謗中傷したり、金銭の要求をしたり、無断で個人情報流出させたりする、ネットを使った「いじめ」のことです。次のルールを守りましょう。

- ① 人の悪口は、絶対に書き込まない!
- ② 自分や家族・友達の個人情報を載せない!
- ③ 何かあれば、学校や専門機関にすぐ相談する!

メールや掲示板等での誹謗中傷等が「犯罪」になる可能性があります。

- 名誉毀損罪 その内容が事実か否かに関係なく公然と人の名誉を傷つける行為(3年以下の懲役・禁固または50万円以下の罰金)
- 侮辱罪 事実を示さなくても公然と人を侮辱する行為(拘留または科料)
- 脅迫罪 人の生命、自由等に対して害悪を告知する行為(2年以下の懲役または30万円以下の罰金)
- 威力業務妨害 威力を用いて人の業務を妨害する行為(3年以下の懲役または50万以下の罰金)

## 子ども・若者育成支援強調月間

毎年11月に行われている、内閣府が主催する「子ども・若者育成支援強調月間」に呼応した県民運動が、今年も実施されます。

期間 令和元年11月1日(金)~11月30日(土)まで

青少年相談センターでは、県民運動の重点施策に基づき、子どもを犯罪や有害環境等から守るための取組みとして、①子どもの安全確保、②有害環境への適切な対応についての活動を実施します。

具体的には、青色回転灯車両による下校パトロール、不審者警戒の実施。

図書やDVD等の販売店・レンタル店等に対して、有害図書・ソフトの区分陳列、店員が容易に監視できる場所への配置と子どもへの販売、貸出しをしないことの指導。インターネットカフェ、カラオケ店に対して、青少年の午後10時以降の立入制限措置などで、県青少年健全育成条例に基づく指導、協力依頼の活動等に取り組む予定です。